

構造的指導

本校では、人権教育を推進するにあたって、群馬県の人権教育の方針に鑑み、構造的指導（下図を参照）を実践することとした。すなわち、「研修の見通し」でも記述したように、全教育活動において「常時指導」「間接的指導」「直接的指導」の内容を洗い出し、有機的に関連させながら、指導を行うこととした。

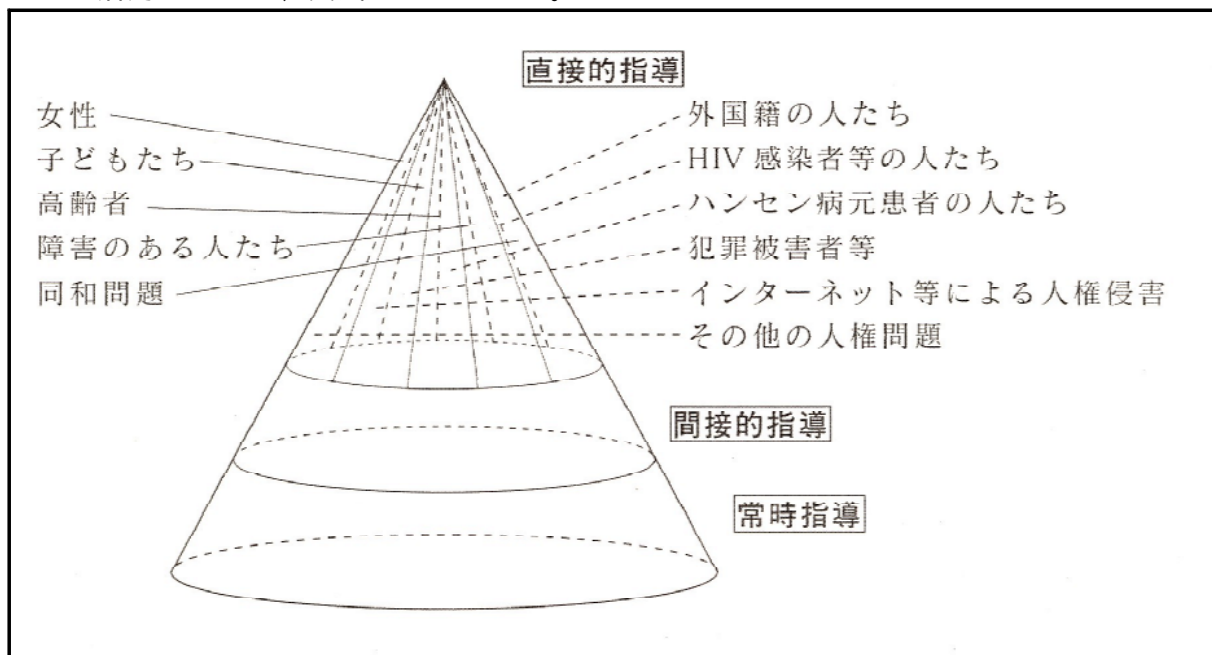
「常時指導」は、日常の学級経営や生徒指導をはじめ、給食、清掃、休み時間など、学校生活すべての時間で指導であり、人権教育の基盤をなすものである。この指導では、教師自らが人権感覚を高め、人権尊重の態度で児童に接しながら、児童一人一人にお互いを大切にする心を育てることが必要である。

「間接的指導」は、各教科・領域のもつ学習のねらいを大事にするとともに、それらの持つ特性を生かしながら、人権を尊重した生き方ができるために必要なコミュニケーション能力、科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などを身につけさせる指導である。「常時指導」とともに「直接的指導」につなげるための重要な指導である。

そして、「直接的指導」は、人権の意義や重要性を理解させるとともに、実在する人権問題に対峙させることで、科学的・合理的に判断することや自他を大切にすることの重要性に気付かせ、ひいては人権問題を解消しすべての人権を尊重する社会を築こうとする態度を育成することをねらいとした指導である。

これらの3つの指導を有機的に関連させながら指導することが、児童一人一人の人権意識を高め、人権を尊重した言動を生む源となると考える。

そこで、本校では、「教職員の基礎研修」の「1 共通理解、意識高揚のための学習会」の項でも紹介したように、資料「人権教育に視点を当てた授業を創るために」に基づいた学習会を行うことで職員の共通理解を図るとともに、「人権教育全体計画」や「人権教育年間指導計画」を改善したり、「常時指導用の一覧表」を作成したりした上で、それらを活用しながら、実践を重ねてきた。



（「群馬県人権教育充実指針」より引用）